

令和2年7月30日

第101回 神戸市個人情報保護審議会

各区役所・支所・出張所に設置された
キオスク端末における防犯カメラの
設置による個人情報の収集について

(行財政局)

神行区第217号
令和2年7月28日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

各区役所・支所・出張所に設置されたキオスク端末における防犯カメラの設置
による個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

担当：行財政局区役所課
行財政局 住民課

各区役所・支所・出張所における防犯カメラの設置による個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は場合により条例第7条第3項に該当する内容を含む

【収集する個人情報】

主として、次の個人情報の収集を行う。

◎ 1 キオスク端末設置に伴い発生する犯罪行為を行う者の画像及び撮影日時

上記情報の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

◎ 2 キオスク端末使用者の画像及び撮影日時

◎ 3 撮影対象地点を通過する人物の画像及び撮影日時

各区役所・支所・出張所設置のキオスク端末における防犯カメラの設置について

1 背景と目的

本市各区役所・支所・出張所では、現在、個人番号カードの利用促進のため、個人番号カードを使用して各種証明書発行が可能なキオスク端末を設置している。なお、西神中央出張所を除く各出張所設置分は今後運用開始予定、各区役所・支所・西神中央出張所設置分はすでに運用中の状況である。

本キオスク端末は、各所のレイアウトに応じて設置場所を決めているが、職員の執務スペースからは離れた場所に設置されている場合もあり、使用状況を職員が常に監視することは困難な状態である。

証明書発行を行うキオスク端末については、平成17年3月28日付各都道府県総務部長あて総務省通知により防犯対策が要請されており、その中で「監視カメラの設置及び映像等の記録」について記載されている。

以上のようなことから、キオスク端末による証明書交付サービスの利用等の犯罪の予防、及び犯罪発生時の検証を目的として、キオスク端末に防犯カメラを設置するものである。

2 防犯カメラの設置及び運用

- (1) 防犯カメラの設置場所は、別表1のとおりとする。
- (2) 撮影範囲は、キオスク端末前方とし、キオスク端末の操作者及び前方通行者等が識別可能な状態で録画が行える範囲とする。
- (3) 人感センサーにより、キオスク端末前方約5メートルの範囲に人が入ったときのみ、録画する。
- (4) キオスク端末にカメラを設置し、「監視カメラ作動中」の表記を明示する。

3 防犯カメラ装置及び記録データの管理

- (1) 防犯カメラ装置及び記録データの適正な管理を行うため、各区市民課長・支所市民課長・各出張所長を管理責任者とし、管理責任者が管理上必要と認める者に、防犯カメラ装置を操作させる。
- (2) 防犯カメラ装置及び記録データの管理にあたっては、神戸市個人情報保護条例及び神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずる。
- (3) 記録データの保存期間は、3ヵ月を限度とする。また、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工を禁止する。
- (4) 保存期間を経過した記録データは、当該記録装置に新しい記録データを上書きする方法により、これを消去するものとする。なお、保存期間を超えて保存

が特に必要であると認められる場合は、電子記録媒体に複写して保存するとともに、延長した保存期間が終了して廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、電子記録媒体を破砕、裁断等の処理を行うものとする。

4 記録データの利用及び外部提供の制限

記録データは、設置の目的以外の利用及び外部提供をしない。ただし神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合を除く。

5 防犯カメラの設置効果

- (1) 防犯カメラの設置により、犯罪に対する抑止効果が期待できる。
- (2) 記録データによる証拠保全をすることによって、犯罪発生後の犯罪解明等、迅速かつ適切な対応が期待できる。

6 参 考

別表1（防犯カメラの設置場所）

| 設置場所 | 台数 | 記録可能範囲 | 備 考 |
|---------|----|--------|----------|
| 東灘区役所 | 1台 | 録画 | 1階市民課フロア |
| 灘区区役所 | 1台 | 録画 | 2階市民課フロア |
| 中央区役所 | 1台 | 録画 | 2階市民課フロア |
| 兵庫区役所 | 1台 | 録画 | 3階市民課フロア |
| 北区役所 | 1台 | 録画 | 4階市民課フロア |
| 北神区役所 | 1台 | 録画 | 4階市民課フロア |
| 長田区役所 | 1台 | 録画 | 1階市民課フロア |
| 須磨区役所 | 1台 | 録画 | 1階市民課フロア |
| 北須磨支所 | 1台 | 録画 | 4階市民課フロア |
| 垂水区役所 | 1台 | 録画 | 2階市民課フロア |
| 西区役所 | 1台 | 録画 | 1階市民課フロア |
| 山田出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 有馬出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 道場出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 八多出張所 | 1台 | 録画 | 1階庁舎入口付近 |
| 大沢出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 長尾出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 淡河出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 西神中央出張所 | 1台 | 録画 | 4階フロア |
| 伊川谷出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |

| | | | |
|--------|----|----|----------|
| 押部谷出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 神出出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 岩岡出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 櫛谷出張所 | 1台 | 録画 | 1階庁舎入口付近 |
| 平野出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |

※フロアレイアウトの見直し等に伴う設置場所変更の可能性があります。

キオスク端末における防犯カメラ装置取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市各区役所・支所・出張所に設置するキオスク端末について、キオスク端末設置に伴い発生する犯罪の予防、犯罪発生時の検証を目的として設置する防犯カメラ装置及びこれにより記録された記録データの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ装置 防犯カメラ、画像表示装置及び記録装置をいい、画像を撮影し、表示及び記録する装置をいう。
- (2) 記録データ 防犯カメラ装置により録画し、記録媒体に記録した画像データをいう。
- (3) 管理責任者 防犯カメラ装置の取扱い及び記録データを管理する者をいう。

(設置場所及び撮影範囲等)

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表に示すとおりとする。

- 2 防犯カメラは、常時作動させることとする。
- 3 防犯カメラの撮影範囲は、第1条に定める防犯カメラ装置の設置目的を達成するために必要最小限の範囲とする。
- 4 記録装置の記録可能範囲は別表のとおりとする。

(管理及び管理責任者等)

第4条 防犯カメラ装置及び記録データの管理にあたっては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月9日条例第40号）の趣旨に則り適正な管理を行う。

- 2 防犯カメラ装置及び記録データを適正に管理するため、管理責任者をおき、各区・支所市民課長、各出張所の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ装置の滅失、並びに記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者（以下「取扱職員」という。）が行うものとし、管理責任者は、取扱職員以外の者に、防犯カメラ装置を操作させてはならない。
- 5 管理責任者は、取扱職員に対して、この要綱を遵守させなければならない。
- 6 管理責任者及び管理責任者であった者は、記録データから知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取扱職員の責務)

第5条 取扱職員は管理責任者の指示に従い、防犯カメラ装置を操作しなければならない。

- 2 取扱職員は、管理責任者の指示なく記録データを見てはならない。
- 3 前条第6項の規定は、取扱職員について準用する。

(保守に従事する者の責務)

第6条 前条の規定は、防犯カメラ装置の点検及び故障時に対応する保守従事者について準用する。

(記録データの取扱い)

第7条 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工してはならない。

- 2 記録データの保存期間は、3か月を限度とする。ただし、管理責任者が必要であると認めた場合は、管理責任者が定める期間を上限として、3か月を超えて保存することができる。
- 3 保存期間を経過した記録データは、速やかに消去するものとし、当該記録装置に上書きする方法によりこれを行うものとする。
- 4 第2項ただし書の規定により、3か月間を超えて保存する場合は、電子記録媒体に複写してこれを保存するものとし、記録データの内容、保存期間並びに複写した理由及び年月日を記録するものとする。
- 5 記録データを複写した電子記録媒体は、管理責任者が施錠可能なロッカー等で厳重に管理するものとする。また、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複写及び持ち出しは行なえないものとする。
- 6 保存期間を経過した電子記録媒体は速やかに廃棄するものとし、廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、電子記録媒体を破碎、裁断等の処理を行うものとする。
- 7 記録装置を交換及び処分する場合は、保存されている画像を完全に消去した後、行うものとする。

(記録データの利用及び提供の制限)

第8条 記録データは、第1条に定める目的以外の利用及び外部への提供をしてはならない。ただし、神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合は、この限りではない。

- 2 管理責任者は、前項ただし書の規定により記録データ(複写データを含む。以下同じ。)を利用し、又は提供した場合は、その理由、期日、提供した相手方の名称、記録データの内容を記録するものとする。
- 3 記録データは、防犯カメラ装置の記録装置から出力し、他の電子記録媒体に複写してはならない。ただし、第7条第4項の規定により複写する場合及び本条第1項ただし書の規定により、利用及び外部へ提供する場合は、この限りではない。

(条例との適用関係)

第9条 記録データに関してこの要綱に定めがないものについては、神戸市個人情報保護条例の定め準じるものとする。

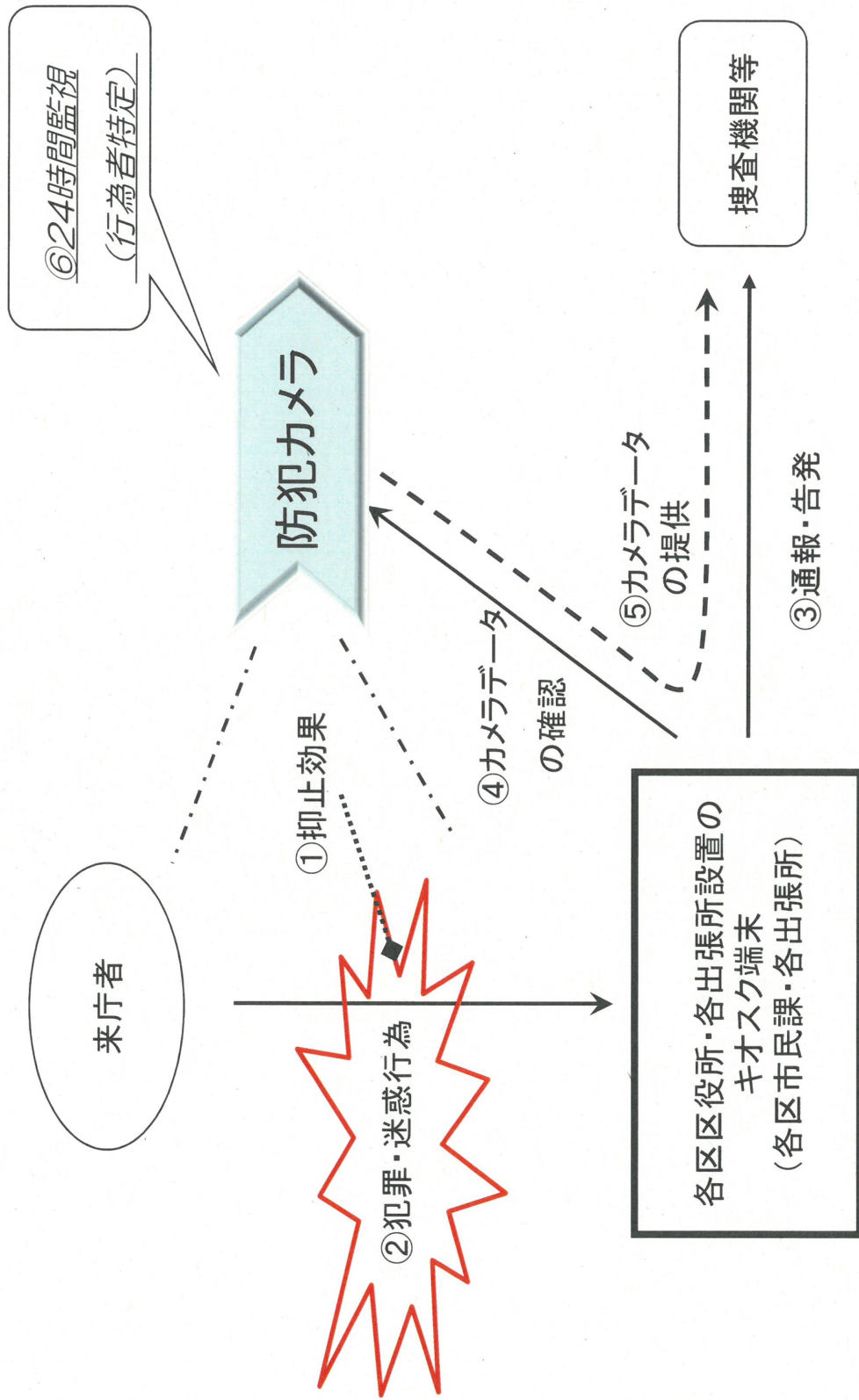
附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

| 設置場所 | 台数 | 記録可能範囲 | 備 考 |
|---------|----|--------|----------|
| 東灘区役所 | 1台 | 録画 | 1階市民課フロア |
| 灘区区役所 | 1台 | 録画 | 2階市民課フロア |
| 中央区役所 | 1台 | 録画 | 2階市民課フロア |
| 兵庫区役所 | 1台 | 録画 | 3階市民課フロア |
| 北区役所 | 1台 | 録画 | 4階市民課フロア |
| 北神区役所 | 1台 | 録画 | 4階市民課フロア |
| 長田区役所 | 1台 | 録画 | 1階市民課フロア |
| 須磨区役所 | 1台 | 録画 | 1階市民課フロア |
| 北須磨支所 | 1台 | 録画 | 4階市民課フロア |
| 垂水区役所 | 1台 | 録画 | 2階市民課フロア |
| 西区役所 | 1台 | 録画 | 1階市民課フロア |
| 山田出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 有馬出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 道場出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 八多出張所 | 1台 | 録画 | 1階庁舎入口付近 |
| 大沢出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 長尾出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 淡河出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 西神中央出張所 | 1台 | 録画 | 4階フロア |
| 伊川谷出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 押部谷出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 神出出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 岩岡出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |
| 櫛谷出張所 | 1台 | 録画 | 1階庁舎入口付近 |
| 平野出張所 | 1台 | 録画 | 1階執務室内 |

◆ 防犯カメラ設置後の対応フロー





図：キオスク端末全体の画像（中央区）